

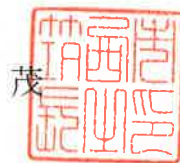


筑広報広聴第17号

令和2年5月19日

筑西市議会公明党
真次 洋行 様
尾木 恵子 様

筑西市長 須 藤



要望書について(回答)

日頃より、市行政に多大なるご支援を賜り感謝申し上げます。

さて、令和2年4月10日付けの要望書につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

- 一、 万が一の発症に対しては、速やかな診療を勧奨するとともに、適切なPCR検査について医療機関及び筑西保健所と連携し、できる限りの検査要望に応える態勢を整備すること。

現在、市民から病状の相談が寄せられた際は、適切なPCR検査が受けられるよう保健所や県の相談窓口をご案内するほか、同居の家族など他者への感染を防ぐため、日常生活の注意点についてもご相談に応じさせていただいております。

また、今後も筑西保健所及び医療機関と連携・協力し、適切なPCR検査ができるよう態勢を整備して参ります。

担当課：保健福祉部 健康増進課

TEL：22-0506(直通)

- 二、 医療現場の院内感染を防止すること。同様に、社会福祉施設やサービス付き高齢者住宅などに対して、感染症対策の徹底を図ること。

西部メディカルセンターや夜間休日一次救急診療所においては、国や県からの新型コロナウイルス感染への対応について等の情報の周

知徹底を迅速に行っております。

また、西部メディカルセンターは4月1日に感染者が出ているため、院内の感染防止対策を徹底するとともに、患者に対しても対応を行っております。夜間休日一次診療所においても複合施設での運営のため、感染防止として現在休診にしております。

担当課：保健福祉部 地域医療推進課

TEL：22-0535(直通)

社会福祉施設（総合福祉センター、関城老人福祉センター、明野いきがいセンター、協和ふれあいセンター）においては、本市で感染が確認されたことにより、感染拡大防止のため5月31日までを臨時休館することとしております。

また、心身障害者福祉センターにおいては、利用者に手洗いを徹底することや来館時に検温するなど、感染症の予防を実施しております。

さらに、利用者の保護者には、感染症の予防に関するお知らせを送り注意を促し、施設内の手すり等においては、職員が毎日消毒作業を行い予防に努めております。

今後は、市内及び周辺自治体の感染状況に鑑み、各センターの再開を判断して参ります。また、心身障害者福祉センターは、引き続き衛生面に細心の注意を払い運営して参ります。

担当課：保健福祉部 社会福祉課

TEL：22-0525(直通)

社会福祉施設（協和ふれあい健康プラザ）におきましては、市内で感染者が確認されたことにより感染拡大防止のため、5月31日まで利用を休止しております。今後の再開につきましては、市内及び周囲の状況を鑑みて慎重に判断して参ります。

また、養護老人ホーム（ことぶき荘老人ホーム）、サービス付き高齢者向け住宅及び指定管理施設（あけのデイサービスセンターやすらぎ）につきましては、厚生労働省から発出されている対応方法についてのお知らせを送付し、適切に対応していただくようお願いしております。

担当課：保健福祉部 高齢福祉課

TEL：22-0526(直通)

保育所等の乳幼児の集団生活施設においては、手洗い・うがいの徹底、施設の消毒、こまめな換気の実施などによって感染予防に努めて

いただいております。また、国の緊急事態宣言、並びに茨城県の要請に基づき、利用児童の生命を守る観点から、保育施設での新型コロナウイルス感染リスクの軽減を目的に、市内の保育施設（私立保育園・幼保連携型認定こども園・地域型保育事業所）については、5月31日まで家庭で子育てする環境が整っている児童に関して保育の利用をなるべく控えていただくよう協力要請をいたしました。

幼稚園型認定こども園につきましても、5月31日まで臨時休園を要請しておりますが、保育の必要な児童に関しましては、引き続き預かり保育等の措置を実施していただいております。

担当課：こども部　こども課
TEL：24-2104（直通）

三. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活維持全般に関する相談窓口の一本化と、有効で効率的な情報提供体制の構築を図ること。

市へ寄せられる新型コロナウイルスに関する相談は、健康増進課にて対応している状況です。寄せられた相談内容に応じて関連機関のご紹介を含めた対応をしており、市民への柔軟な対応や最新の情報が提供できるよう情報収集に努めております。今後も、市民の安心や安全を確保できるよう情報提供体制の構築を図って参ります。

担当課：保健福祉部　健康増進課
TEL：22-0506（直通）

四. 不足しているマスクや消毒液などを市の備蓄品から可能な限り、保育園や高齢者施設など感染リスクの高いところへの供給を図ること。

マスクの流通量が不足している状況を踏まえ、医療現場に支障が生じることがないように、市内の医療機関（病院・診療所・歯科診療所）・市内薬局のほか、地域密着型サービス事業所を選定し、本市は3月に備蓄していたマスク約19,000枚を地域医療推進課を通じ提供しました。

また、保育施設や高齢施設へは自治体を經由せず、国より布製マスクが配布されており、併せて高齢者施設へ県から布製マスクが配布されております。その他、感染拡大防止策として、保育施設、介護や障害者施設等にマスクや消毒液の購入のための補助金制度も設けられています。

市といたしましては、保育施設や高齢者施設などに備蓄しているマ

スクや消毒液を供給することについては、課題として検討して参ります。

担当課：保健福祉部 健康増進課

TEL：22-0506 (直通)

- 五. 国の支援が届くまで一時的に生活資金が不足する方に対し、いち早く対応するための新たな貸付制度の創設を検討すること。

生活資金の貸付に関しては、筑西市社会福祉協議会において新型コロナウイルス感染症の影響で、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった方に対して、生活福祉資金（緊急小口資金）の貸付を実施しております。引き続き、筑西市社会福祉協議会と連携して支援して参ります。

担当課：保健福祉部 社会福祉課

TEL：22-0525 (直通)

- 六. 国の経済対策における手続き相談等において、専門的な知見を持つ方々との連携を図り、速やかに手続きできるよう寄り添う支援を実施すること。

新型コロナウイルス感染症の影響は、2月以降より観光業・飲食業を皮切りに、あらゆる業種に多大な影響が生じており、事業者の売上が減少している状況です。資金調達に苦慮している事業者も多く見受けられ、商工会議所、商工会の相談窓口や取引先である金融機関と相談のうえ、政府の緊急対策である実質無利子融資や市で支援している自治金融を活用していただいているところでございます。

また、4月7日に閣議決定された緊急経済対策において、収入が半減した中小企業や個人事業者等への持続化給付金の支給が示されました。事業者が速やかに給付申請できるよう、詳細が決まり次第、市ホームページ等を利用し情報発信に努めて参ります。

担当課：経済部 商工振興課

TEL：54-7011 (直通)